

4) 県民からの相談等による立入調査

現状と課題

- 県内の各保健所及び消費生活センターでは、食品の相談窓口として食品の安全性や品質に関する相談等が数多く寄せられています。
- 食品の表示等に関する不適切な事例が散見されるなか、該当事例には情報の提供により調査を行い、適正な表示の指導をしていくことが必要です。
- 食品に起因する健康被害の発生防止や拡大を防ぐために、有用な情報をいち早く収集し、迅速な対応を行うことが求められます。

事業・取組の方向

- ① 食の安全・安心に関する担当主管課及び出先機関の一般相談窓口を通じて、食品に関する相談や情報の提供を受付けます。
- ② 県民から食の安全・安心の確保が損なわれる事態に関する相談や情報の提供があった場合は、内容に応じて関係法令や条例に基づき、速やかに必要な措置を講じます。
- ③ 高知県食の安全・安心推進条例を施行するに当たり、必要な場合は食品関連事業者への立入調査を行います。
- ④ 県民からの相談に対する措置や立入調査を実施するに当たっては、必要に応じて関係部局や関係団体等が連携・協力して効果的で適切な対応を行います。

推進目標

項 目	現状値(平成 17 年度)	目標値(平成 23 年度)
危害情報等の提供に対する措置(立入調査等を含む)	迅速に必要な措置を講ずる	

【担当課】 食品・衛生課、環境農業推進課、園芸流通課、畜産振興課、水産振興課、高知市保健所